

議案第 76 号

三朝町医療費助成条例の一部改正について

次のとおり三朝町医療費助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 11 年 9 月 17 日

三朝町長 吉 田 秀 光

平成 11 年 9 月 27 日原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町医療費助成条例の一部を改正する条例

三朝町医療費助成条例（昭和 57 年三朝町条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 町長は、医療費受給者が 2 歳以上 3 歳未満の者である場合は、前項の規定にかかわらず、前項に規定する医療費から老人保健法の規定（同法第 28 条第 2 項の規定を除く。）の例により算定した一部負担金の額に相当する額を控除した額を助成する。

附 則

- 1 この条例は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の三朝町医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。